

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	(許可上) T A G 建株式会社 (登記上) 丸留商事株式会社
主たる営業所の所在地	(許可上) 兵庫県姫路市 (登記上) 大阪府大阪市
許可番号	兵庫県知事(般-29)第461789号
許可を受けている建設業の種類	とび・土工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年2月25日
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第7号該当)
処分の内容	建設業法第29条第1項第2号に基づく建設業許可の取消し
処分の原因となった事実	<p>T A G 建株式会社(現:丸留商事株式会社)の代表取締役及び取締役は、平成30年11月21日、東京地方裁判所立川支部において、大麻取締法違反及びわいせつ電磁的記録記録媒体頒布等により、代表取締役は懲役2年、執行猶予4年及び罰金15万円、取締役は懲役2年6月、執行猶予5年及び罰金80万円の判決を受け、平成30年12月6日にそれらの刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。</p>